

現 行	改 正 案
II. 少額短期保険業者の監督にあたっての評価項目	II. 少額短期保険業者の監督にあたっての評価項目
II-3 業務の適切性	II-3 業務の適切性
II-3-8 取引時確認、疑わしい取引の届出	II-3-8 取引時確認等の措置
II-3-8-1 意義 <p>少額短期保険業者が取引時確認等の顧客管理体制の整備を図るとともに、反社会的勢力への対応を図ることにより、テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されることを防止することが重要である。また、FATF勧告に基づく国際的なテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策を実効性あるものとするためには、国内のみならず、海外営業拠点における業務についても、これらの対策につき適切な対応を行うための態勢を整備することが求められている。</p> <p>(注)取引時確認や疑わしい取引の届出においては、「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」（平成24年10月金融庁）を参考にすること。</p>	II-3-8-1 意義 <p>少額短期保険業においては、保険業に係る柔軟なサービスの提供が可能である一方、多様な者が販売チャネルや株主として参入できることから、各種取引の適切性を常に確保するための内部管理態勢を構築することが求められている。</p> <p>さらに、公共性の高い保険業を営む業者として、テロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されることを防止することが重要である。</p>
II-3-8-2 主な着眼点 <p>「総合指針II-4-8-2&lt;取引時確認、疑わしい取引の届出&gt;主な着眼点」に準じて取扱うものとする。</p>	II-3-8-2 主な着眼点 <p>「総合指針II-4-8-2&lt;取引時確認等の措置&gt;主な着眼点」に準じて取扱うものとする。</p>
II-3-8-3 監督手法・対応 <p>取引時確認等の管理体制について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第272条の22に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第272条の25又は法第272条の26に基づき行政処分を行うものとする。</p>	II-3-8-3 監督手法・対応 <p>検査結果、不祥事件届出書等により、取引時確認等の措置の確実な履行を適切に実施するための内部管理態勢について問題があると認められる場合には、必要に応じて法第272条の22に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第272条の25に基づく業務改善命令の発出を検討するものとする。その際、内部管理態勢が極めて脆弱であり、テロ資金供与及びマネー・ローンダリング等に利用されるおそれがあると認められるときは、法第272条の26に基づき、業務改善に要する一定期間に限った業務の一部停止命令を発出するものとする。</p>

少額短期保険業者向けの監督指針（本編）（新旧対照表）

（別紙4）

現 行	改 正 案
(以下略)	<p><u>また、重大性・悪質性が認められる法令違反又は公益を害する行為など</u> <u>に対しては、法第272条の26に基づく厳正な処分について検討するものと</u> <u>する。</u></p> <p>(以下略)</p>